

## 第1条(目的)

本約款は、(介護タクシー スマイルハート)(以下「当事業所」という)が提供する介護タクシーサービス(以下「本サービス」という)の利用条件および提供に関する基本事項を定めることを目的とする。

## 第2条(サービス内容)

1. 本サービスは、要介護者・身体障害者・高齢者その他移動に支援を必要とする者に対し、目的地までの送迎および移動介助を提供する。
2. 提供する主なサービスは以下とする。
  - 乗降介助
  - 車いす・リクライニング車いす・ストレッチャーでの移送
  - 階段介助(必要に応じて)
  - 付添いサービス(事前予約制)
3. 医療行為に該当する行為は提供しない。

## 第3条(利用申込み)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用者」という)は、事前に当事業所へ申込みを行う。
2. 利用申込みは、電話、メール、FAX または指定の予約システムにより行う。
3. 当事業所は、運行状況・安全性等を考慮し、申込みを承諾できない場合がある。

## 第4条(運行の拒否)

当事業所は、以下の場合に運行を拒否または中止することができる。

1. 利用者の安全確保が困難と判断した場合
2. 天災、交通規制、事故等により安全運行ができない場合
3. 利用者が法令または公序良俗に反する行為を行った場合
4. 過度な要求・暴言・暴力行為があった場合

## **第 5 条(料金)**

1. 料金は次の項目を基準とする。
  - 初乗り運賃・距離制運賃
  - 時間制運賃(待機時間を含む)
  - 介助料(乗降・階段・付添い等)
  - 特別介助料(ストレッチャー等)
  - その他、事前に提示した実費(有料道路代・駐車場代等)
2. 料金は利用後、現金または指定の決済方法で支払うものとする。
3. 料金表は、別紙にて定める。

## **第 6 条(キャンセル)**

1. 利用者の都合によるキャンセルは、指定時刻の24時間前まで無料とする。
2. 指定時刻の24時間以降のキャンセルは、キャンセル料4,490円を請求する。
3. 無断キャンセルの場合は、所定のキャンセル料を請求する。

## **第 7 条(利用者の責任)**

1. 利用者は、体調や必要な情報(持病、注意事項等)を事前に適切に伝えるものとする。
2. 利用者の不注意により車両や備品を破損させた場合、修理費を請求する場合がある。

## **第 8 条(当事業所の責任)**

1. 当事業所は、安全運行に努めるが、次の場合は責任を負わない。
  - やむを得ない事由による遅延
  - 交通事情による遅延や目的地到着遅れ
  - 利用者の健康状態の急変
2. 当事業所の重大な過失がある場合は、この限りではない。

## **第9条(個人情報の取扱い)**

当事業所は、取得した個人情報を適切に管理し、本サービス提供の目的以外に利用しない。

## **第10条(約款の改定)**

当事業所は、必要に応じて本約款を改定することができるものとする。

付則

令和7年11月1日より、施行する。

# 約 款

株式会社 スマイルハート

介護タクシー スマイルハート

株式会社 スマイルハート

茨城県小美玉市羽刈 638-15

電話番号 0299(28)8000

FAX 0299(28)8100